「学校組織運営に関する指針」に規定する校長の権限について

○平成18年12月　「学校組織運営に関する指針」の策定

学校教育目標の実現に向け校長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、府教育委員会としての今後の府立学校支援方策を「府立学校経営への支援について」として取りまとめるとともに、同方策に基づき、「学校組織運営に関する指針」を策定。同指針の中で「職員会議」や「校内人事」について規定。

《職員会議》

・校長の職務の円滑な執行に資するため、必要に応じて開催。

・校務に関する事項について教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。

・校長が招集し主宰。校長の判断のもとで司会を置く場合も、校長の決裁権を制限することがあってはならない。

《主任等の校内人事》

・学年主任、校務分掌長、担任、各種委員会委員などの校内人事の発令は校長の責任と権限のもとに行う。

・主任等の発令にあたって、教職員の意見を参考として聴取する場合にも、最終的には校長が決裁し、任命。

○平成22年12月22日　改訂

「職員会議」の在り方について改訂。

《職員会議》

・校長は職務の円滑な執行に資するため職員会議を置くことができる。

・職員会議で意見交換を行うのは校長が必要と認める校務に関する事項。

○平成26年４月25日　改訂

「職員会議」「校内人事」の在り方について再度改訂。

《職員会議》

・校長が特に必要と認める場合のみ、挙手・投票による意見聴取可。挙手・投票の常態化不可。

・教職員の意見が校長の権限を実質的に制限することは不可。

《主任等の校内人事》

・教職員の意見を聴取する場合、選挙またはこれに類する方法は不可。

・校長・准校長は、必要に応じて校内組織を置くこと可。ただし、いかなる場面においても校長からの独立は不可。

|  |
| --- |
| 平成26年４月25日　教育長通達「内規の確認作業について」　【別紙参照】内規の内容を精査し、改訂の必要がある場合には然るべき改訂を行うことを指示。→８月末までに全校長・准校長が確認作業を終了し、自署した「確認書」を府教委に提出。 |

○平成26年６月３日　改訂

《主任等の校内人事》に追記

・校長は、必要に応じて教頭や首席等を主たる構成員とする校内組織を置くこと可。

・管理職以外の教職員を主たる構成員とする組織は不可。人事委員会のように実質的に校内人事を決定し、校長が追認することも不可。

【参考】学校教育法施行規則における「職員会議」

平成12年１月　文部事務次官通知「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」で、職員会議の運営の適正化を図る観点から「職員会議」に関する規定を新たに設け、その意義・役割を明確化。

・設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。

・職員会議は、校長が主宰する。

○平成26年８月29日　　全ての校長・准校長より、内規の見直しが終了したとの確認書が提出された。